

○福岡県警察官家族災害救慰金の支給に関する訓令（概要）

（昭和47年福岡県警察本部訓令第11号）

この訓令は、福岡県警察に勤務する警察官の家族が、警察官の職務執行に起因して他人から危害を加えられた場合における家族災害救慰金の支給について必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 救慰金の支給
- 救慰金の申請
- 救慰金の決定

などの項目からなっている。